

仕様書

公益社団法人福島相双復興推進機構
(福島相双復興官民合同チーム)

1. 件名

被災事業者並びに創業者等に向けた相談型支援事業における業務推進・課題解決支援

2. 業務目的

福島相双復興官民合同チーム（以下、「機構」という。）は2015年8月24日に発足し、福島原子力発電所事故に伴い避難指示等の対象となった福島県内12市町村において当時事業を営んでいた事業者または震災後に新たに創業・進出される事業者に向けて、官民が一体となり事業・生業・生活の再生等の支援および当支援に資する被災12市町村の取り組みに対する支援を実施している。

また、2021年5月13日には定款を変更し、新たに浜通り地域等（12市町村並びにいわき市、相馬市及び新地町をいう。）において水産関係の仲買・加工業者等を営む方々への支援を開始した。

さらに、機構の第二期復興・創生期間取組方針（以下、「取組方針」という。）として、目指す姿を明言し、事業なりわい再生支援として、以下の項目を定め取組を進めているところである。

本業務では、取組方針、特に事業なりわい再生支援を進める各工程において発生する機構本部支部の課題等について、機構の個別訪問等と連携しつつ、専門知見を提供する等の支援を実施することで、取組方針に掲げる目指す姿の達成を目的とする。

<事業なりわい再生の取組項目>

① 事業の自立・継続支援

- ・事業者が自立的な経営を維持・継続できるよう個別支援を実施。支援を必要とする被災事業者や震災後創業者への確実な支援の実施により、そのほぼ全てが自立もしくは自立の見通しが立った状態を目指す。

② 地元連携先との協業

- ・地元金融機関や商工会議所、商工会等との関係性を強化し、成功事例を作り上げながら、ナレッジ化したノウハウを活用した連携が実現している状態を目指す。

③ 水産仲買・加工業者等への支援

- ・浜通り地域等の水産関係の仲買・加工業者等への支援を実施。地元における流通のボトルネック解消を目指す。

3. 業務内容

下記業務を遂行する際は、管理者の指示に基づき進めること。

(1) 本部業務

① 業務推進

- ・マネジメントや組織力向上に精通し、プロジェクト立ち上げやファシリテーション等の豊富なコンサルティング経験を有する者が、顧問専門家として機構本部オフィスに駐在し、機

構本部職員への専門知見の提供による業務推進、及び業務品質の維持・向上をサポートする。

- (ア) 機構の復興コンサルタント等の支援品質の維持・向上、事業者のなりわい再生支援の展開に有用な専門知見の展開（各種会議体向け資料の作成や情報共有、機構が開催する研修会のコンテンツ検討や講師）。
- (イ) 復興コンサルタント等の機構職員、および外部経営コンサルファーム等の専門家から提出される支援報告書等について、経営課題の特定、支援施策策定の内容、及びプロセスを専門的な知見に基づき評価・検証のうえ、改善案等の提示を実施。
- (ウ) 外部経営コンサルファーム等による専門家支援において、各工程で提出される支援報告書について、専門的な知見に基づき、支援内容の妥当性や有効性の評価・検証のうえ、改善策の提示を実施。
- (エ) 外部経営コンサルファーム等による専門家支援の品質維持・向上を目的とした会議体等において、専門的な知見に基づく提言により、支援内容の妥当性や有効性を評価・検証のうえ、改善案等の提示を実施。支援事業者の自立的な経営の維持・継続を所定のチェック基準に照らして評価するとともに、機構職員等で構成される自立経営維持・継続の会議体等において、専門的な知見の展開。
- (オ) 資金繰りの悪化等により、事業継続リスクが懸念される支援事業者において支援方針等を検討する会議体等において、財務状況の分析や支援方針の検討、および支援内容の妥当性・有効性検証のサポート並びに専門知見の展開。
- (カ) 総括コンサルタントの業務推進、並びに、その他、機構本部の業務推進や課題解決支援における、品質の維持・向上に資する業務のサポートを実施。

② 課題解決支援

- ・ 中小零細企業への豊富なコンサルティング経験を有する者が、顧問専門家として機構本部オフィスに駐在し、コンサルティング支援の各工程において支援方針の妥当性・有効性を専門的な知見に基づき提言するとともに、必要に応じて資料提供や支援事業者への同行訪問による的確な業務推進のサポートを実施。
- (ア) 機構本部が所管する事業者（リスク管理対象事業者や医療・介護事業者等）のコンサルティング支援において、支援方針の妥当性や有効性を専門的な知見に基づき助言・アドバイスを行うとともに、同行訪問により事業者支援対応のサポートを実施。
- (イ) 資金繰りの悪化等により、事業継続リスクが懸念される等支援事業者のコンサルティング支援において、財務状況の分析や専門知見を活かした資料作成、および同行訪問により事業者支援対応のサポートを実施。

(2) 支部業務

① 業務推進

- ・ マネジメント力やコンサルティング経験を有する者が、顧問専門家として機構支部オフィスに駐在し、機構支部職員へ専門知見の提供による業務推進、および業務品質の維持・向上をサポートする。
- (ア) 総括コンサルタント、支部パートナー班長の業務推進、並びに、その他機構支部の業務推進や課題解決支援における、品質の維持・向上に資する業務のサポートを実施（会議

体等への参加や、各種資料の作成や情報共有などを含む)。

- (イ) 支援パートナーや復興コンサルタント等の支援品質の維持・向上や、事業者になりわい再生支援の展開、並びに、支援事業者の自立的な経営の維持・継続を所定のチェック基準に照らした評価などにおいて、有用な専門的な知見の展開（勉強会の開催や、各種資料の作成や情報共有、講師対応などを含む）。
- (ウ) 事業なりわい再生支援の各取組項目において、機構本部と連携・協調した対応支援を行うとともに、機構組織としての一体感を持った取組の推進。

② 課題解決支援

中小零細企業へのコンサルティング経験を有する者が、顧問専門家として支部の復興コンサルタント及び支援パートナーに向けて、各工程における支援方針の妥当性・有効性を専門的な知見に基づき助言・アドバイスを行うとともに、必要に応じて資料提供や支援事業者の同行訪問による的確な業務推進のサポートを実施。※南相馬、いわき支部においては、浪江事務所及び富岡浪江事務所における対応も含む。

- (ア) 機構支部が所管する事業者（水産仲買・加工業者等を含む）のコンサルティング支援等において、支援内容の方向性や妥当性や有効性を専門的な知見に基づき助言・アドバイスを行うとともに、資料提供や同行訪問により事業者の支援対応のサポートを実施。
- (イ) 支援事業者の訪問後の進捗状況や支援内容の有効性や実効性の評価を行うとともに、新たな気づきや追加支援策の提言を行うなど、各工程における業務推進や事業者支援対応のサポートを実施。
- (ウ) 専門性の高い案件や、復興コンサルタントのみで解決出来ない案件等に関して、事前打ち合わせの設定や資料提供などによる知見共有など準備段階から関与し、専門的な知見から助言・アドバイスを行うとともに、必要に応じて資料提供や同行訪問により支援事業者の課題を早期に特定し、解消できるよう事業者支援対応のサポートを実施。
- (エ) 事業者訪問やコンサルティング支援対応等に関わる各種報告書作成のアドバイスやサポートを行うとともに、業務の推進や業務品質の維持・向上をサポートする。

4. 要件

- ・機構との間で十分に連携が取れる体制を確保できること。
- ・本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ・本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ・経営コンサルタント会社として中小零細企業（個人事業主も含む）のコンサルティング経験があること。また、事業再生・業績改善のコンサルタントとしての知見、経験が豊富であり、他社を含む経営トップ及びミドルマネジメント層育成の経験も豊富に有すること。
- ・被災地の事業者への事業の再開や、再生の支援に社員が従事した又はこれらに関する専門的知見を有し、公的機関又は官民共同事業への支援経験を有すること。特に、福島県において支援活動を行っていれば尚可。

5. 報酬

従量制（実際の業務にかかった工数に応じて支払い）

- (1) 本部業務
- (2) 支部業務

6. 期間

2024年4月1日（月）～2025年3月31日（月）

ただし、上記期間と業務委託契約書の期間が異なる場合は、業務委託契約書による。

7. 納入物

委託業務完了報告書を毎月の〆切期日までに提出すること。

8. その他

- ・本事業の実施に当たっては機構と十分に打ち合わせを行い、指示があった場合にはそれに従い実施すること。
- ・本事業の実施途中で問題、事故等が発生した場合には直ちに機構に連絡するとともに、委託先の責任において解決すること。
- ・その他、不明な点がある場合には、機構に問い合わせること。

以上